



立ち止まって

障害者差別解消法

知っていますか？

私にできること

しょうがいしゃ さべつ かいしょうほう 障害者差別解消法とは？

障害者差別解消法の正式名称は「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」。行政機関や事業者は、障害を理由とする**不当な差別的取扱い**の禁止とともに、負担が重すぎない範囲で、障害のある人からの意思表示に応じて社会的障壁を取りのぞくために**合理的配慮**の提供が求められます。

しょうがい りゆう さべつ かん そうだん まどぐち 障害を理由とする差別に関する相談窓口

不当な差別を受けたり、障害に合わせた対応をしてもらえず困ったことはありませんか？
必要に応じて相手方への状況確認や、事業者へ法の趣旨説明、対話の補助を行います。

電話 078-322-0310

FAX 078-322-6044

メール syogai_sabetsu@office.city.kobe.lg.jp

受付時間 平日 8:45~12:00、13:00~17:30 窓口でのご相談は、事前予約制です

